

第5回 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会
議事録

日時：令和6年11月12日（火）10：00～12：20

場所：霞ヶ関ナレッジスクエア、ハイブリッド会議

出席者：

（1）構成員及び関係団体（敬称略、五十音順）

構成員：宍戸構成員、清水構成員、中川構成員、長田構成員、森構成員、山本構成員、
若目田構成員

関係団体：主婦連合会、新経済連盟、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、
日本IT団体連盟、日本経済団体連合会

（2）個人情報保護委員会

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、香月参事官、
吉屋参事官、片岡政策立案参事官、芦田企画官、他

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」第5回を開催させていただきます。

今回も会場とオンライン参加を併せたハイブリッド開催としております。

本日は、全員御出席での開催となります。

開会に先立ちまして事務局より資料の確認をさせていただきます。本日は、資料1～5に加えて参考資料が二つございますので御確認をお願いいたします。

なお、第2回から第4回の検討会における主な御意見については参考資料1にまとめております。また、参考資料2の最終ページのみ構成員・関係団体限りとなっておりますので御留意ください。

本日は資料を投影しながら議事を進行いたします。傍聴の皆様におかれましては、会議URLと併せて資料を掲載しているホームページのURLもお送りしておりますので、そちらから御参照いただいても結構でございます。

なお、会議中、オンライン参加の構成員及び関係団体の皆様は会議システムの都合上、大変恐縮ですが御発言時以外はマイクをオフにしておいていただきますようお願いいたします。カメラについては常時オンをお願いいたします。

御発言を希望される際には、現地出席の方におかれましては挙手をお願いいたします。オンライン出席の方におかれましては挙手ボタンではなく、事前にチャット欄に御発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それらを見て座長より発言者を御指名する方式で進めさせていただきます。御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

そのほか、オンライン参加の方におかれましては、何かございましたらチャット機能で

随時事務局に御連絡をいただければと存じます。

それでは、以後の進行を清水座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○清水座長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

本日の議事に先立ちまして、前回会合におきましてIT連及び経団連より問題提起されました点につきまして、前回会合において宍戸座長代理から御提案いただきましたように、座長である私及び宍戸座長代理において確認した上で事務局において整理いたしました。

こちらの状況について、まずは事務局より報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 最初に、前回の会合までの状況を改めて整理させていただければと思います。前回第4回の会合におきましては、1点目といたしまして、事務局が既に提出した資料の事実関係等について、当該事案の関係を当該会社に確認をしたのかということ。

二つ目といたしまして、当該事案がいわゆるやり得を支える立法事実として評価されるのかということ。

三つ目といたしまして、今後の事務局の資料の記載のやり方が企業側の萎縮を招かないようにする必要があるという点が提起されまして、その扱いにつきまして座長、座長代理とも相談の上、事務局で整理をすることとされたと認識をしております。

これらの点につきまして、事務局において座長・座長代理と御相談した結果を御報告差し上げたいと思います。

まず、これまでに検討会に提出した資料につきましては、これまで委員会として把握している事例を参考としながら、あくまでも課徴金制度を必要とする立法事実の類型を示すものとして作成・提出したものであり、必要に応じて関係事業者とも連絡調整をしているものでございます。

課徴金制度は、他法令においても金銭的制裁による違反行為の抑止が最終的な目的とされております。類型を検討する際に参考とした個別事例において、具体的な経済的利得がいつの時点で当該会社にどの程度で発生し、また、残っているかなどの詳細まで立ち入った整理を行ったものではなかったと認識しております。

本検討会において、課徴金制度の具体的な趣旨、ないし制度設計として、いわゆるやり得をめぐる議論に立ち至りましたが、当該会社についていわゆるやり得が発生したか、残っているかを問題するものとして、資料の記載が受け止められることになるのであれば、そのことは事務局として意図とすることではなかったというところでございます。

これらの状況を踏まえて、また、前回検討会における関係団体の皆様からの御指摘等も踏まえまして、改めて当該会社とも丁寧にコミュニケーションを行わせていただきまして事実関係を確認いたしました。その前提におきまして、既存の資料の記載につきましても変更の必要はないものと認識をしております。いかなる内容、性格の経済的利得がどの程度発生したか、いつの時点で残っているかとの認識次第で、いわゆるやり得がある・ない

という評価は変わるかと存じます。これらは課徴金制度の具体的な趣旨、ないし制度設計に関するものとして、まさに本検討会において御議論いただきたいと考えているものでございます。

当該事案において当該会社のやり得がある・ないを評価したり、その前提となる事実関係の詳細につきましては、まさに経済団体の皆様から御指摘をいただいたところからいたしましても、この制度を検討するこの検討会の場で立ち入る必要はないとも考えられますので、個別にこの検討会に参加をしております関係団体・構成員の皆様へ御説明することといたしたいと存じます。

事務局といたしましては、権限行使によって説明責任を果たす観点から、必要な事実の公表、社会への一般的な注意喚起に必要な事実の公表、この場のような制度政策の検討に当たって必要な事実関係の類型化、公表などに当たっては、今回いただいた御指摘も踏まえまして引き続き丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、構成員及び関係団体の皆様方において御意見はございますでしょうか。

○日本IT団体連盟 いろいろ整理をありがとうございます。私のほうは異論はございませんのでありがとうございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ってまいりたいと思います。本日、第5回検討会の議事の大きな流れを最初に御説明申し上げたいと思います。議事2、現行制度と検討の方向性、議事3、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点について、それぞれ資料を御説明した上で意見交換を行えればと考えております。

まず、議事二つについては、前回の第4回検討会において、課徴金制度については先ほども事務局から御報告させていただきましたが、経済的利得に関する整理や返金があった場合の取扱いなどについて御議論があったところかと思えます。また、団体訴訟に関して対象行為や認定個人情報保護団体に関する御質問を頂戴いたしました。これらを踏まえ、本日は課徴金制度における経済的利得に関する整理、団体訴訟制度の対象行為、認定個人情報保護団体の現状等について事務局より資料に基づき説明し、その後、質疑及び意見交換を行いたいと思います。

また、本検討会のこれまでの議論において提起された主な論点と、それに関連した構成員や関係団体からの御意見について事務局において資料4を作成しておりますので、これを説明の上で質疑・意見交換を行います。

次に、議事3につきましては先月10月16日に個人情報保護委員会で決定いたしました

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点について事務局から説明の上で、構成員及び関係団体の皆様方から時間が許す限り御意見を頂戴した上で意見交換を行う機会といたしたいと思っております。本日の会合におきましても、構成員・関係団体の皆様の相互の意見交換の機会を充実して確保いただけるように、議事の進行に御協力いただければ幸いです。

それでは、議事2に入ります。まず、資料1～3に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、少々お時間を頂戴いたしまして、資料1～3、まとめてございますけれども、御説明してまいりたいと思っております。

まず、資料1でございます。こちらは国内他法令における課徴金額の算定方法等についてということで資料をおまとめしているものでございます。

1ページ目、こちらは国内の他法令における課徴金制度の趣旨と経済的利得の考え方をまとめた紙となっております。一つ目に書いておりますとおり、課徴金制度の趣旨につきましては何度か議論も出ておりますけれども、経済的誘因が存在する違反行為について金銭的不利益を課すことによって、これを抑止することが目的であるということ、言い換えれば、二つ目の矢羽根のところになりますけれども、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて経済的誘因を小さくし、違反行為の予防効果を強化するということでもあります。

この観点から三つ目の矢羽根になりますけれども、損害賠償制度との併置は問題ないと考えられているところでございまして、独禁法ほかの法令におきましても、損害賠償によって経済的利得が失われた場合においても、そのことは特段考慮されないというところでございます。

一方、景品表示法におきましては、違反行為の抑止とともに消費者の被害回復を促進するという観点から、後ほど御紹介いたしますけれども、事業者が所定の手続に沿って被害者への返金措置を実施した場合において、課徴金納付を命じない、あるいは減額する制度があるところでございます。

このページの下半分につけているところは、現在、金商法、当時は証券取引法でございましたけれども、こちらの法改正の審議の際の答弁におきまして趣旨について説明したものでございます。

2ページ目、ここからが独禁法における課徴金額等の算定方法に関するものとなります。こちらは独禁法の説明のスライドを拝借しているものでございますけれども、この図にございますとおり、①×②+③という形の数式になっているところでございます。文章にすると、上に書いてありますけれども、違反行為に係る期間中、こちらは10年前まで遡及することとなっておりますけれども、対象商品又は役務の売上額又は購入額、こちらに利用者の規模に応じた算定率を掛けて計算するところでございます。

また、事案によっては不当な取引制限とか支配型私的独占の場合等につきましては密接関連業務の対価の額が加えられる。これは真ん中の①と書いてあるところの青枠のところ

でございます。あるいは財産上の利益で談合金に相当する額と合算される。こちらは一番右側のところの③の青いグラフに書いてあるところでございます。こちらのよう形で計算をされるということでございます。

続きまして、3ページ目の算定率のところであります。独禁法におきましては行為類型によって算定の率が違うことになっております。一番左が不当な取引制限、その右側は支配型私的独占、こちらは10%ということが一番高くなっておりますし、一番右側の優越的地位の濫用のところについては1%というところでございます。

また、下に字で書いてあるところ、加算要素として決まっているものもございまして、①と書いてあるところ、違反行為を繰り返した場合、あるいは指導的な役割を果たした場合、こちらについては掛ける1.5が課徴金額となること。また、類型によっては掛ける2が課徴金額となることもあるというところでございます。

続きまして、4ページ目が独禁法における課徴金制度で想定されている経済的利得というところでございます。課徴金の基本算定率でございますけれども、先ほど御紹介した10%というところは平成17年の改正によって引き上げられたところでございます。こちらは過去の違反事件における不当利得の分析等を踏まえたものと言われております。この分析においてはカルテル事件における不当利得の推計値は価格の引き上げ率、カルテルによって価格がどの程度引き上げられたかという、いわゆる実行ベースという言い方をしているようでございますけれども、こちらごとに推計されるということ。

あと、入札談合事件における不当利得につきましては、公正取引委員会が審査を開始した後どの程度落札価格が下落したかというところで測っているところでございます。

また、不当な取引制限、私的独占に係る課徴金につきましては、令和元年の改正におきまして先ほど御紹介しました談合金の全額が算定基礎に含められているところでございます。こちらの趣旨につきましては、令和元年改正のときの法案審議の国会答弁を引用しておりますけれども、太字で書いてあるアンダーラインところをかいつままで御紹介しますと、特に違反行為の多様化・複雑化が進む中で、違反行為をより一層抑止していくということが、その趣旨であるという形で説明をされているところでございます。

続きまして、5ページ目は参考として御紹介しております。5～6ページ目が独禁法の制度を検討する際において、公取内における検討会なりで議論がされたわけですが、そちらの報告書において紹介されているものとなります。例えば一番上のところだと、平成2年の改正につきましては、損害賠償制度と課徴金制度が併置されることは問題ないということであるとか、こういったようなことが御紹介されているものでございます。

7ページ目は独禁法上の課徴金と損害賠償請求権との関係でございます。こちらで御紹介しておりますけれども、公共工事の入札とか契約の適正化を図る指針において記載がございまして、違約金特約条項のようなものがあります。こういったものにおいて損害の請求に努めるものとされているということが記載されてございまして、この結果を踏まえて、被害者的な立場であるところの各省庁の長は、課徴金納付命令等が確定するなど、

談合等の事実が確定した場合において、違約金の請求であるとか、あるいは不法行為請求とか、そういった不当利得返還請求というものに努めているものだと考えているところがございます。ただ、こういった回復というのは必ず判決によるものとは限らないところがございます。下、下に御紹介する事例におきましては、公取が談合を認定した後において、その調達を行った会社が相手方から損害金を収納した事例があるところであります。

一番下の矢羽根のところに「なお」と書いておりますけれども、カルテル行為につきましては罰金刑が科される場合があります。こういった場合において、取引の相手方である国から不当利得返還請求訴訟を提起されているものに対して、さらに課徴金納付を命ずることにつきましては、憲法上の第39条、第29条、第31条といった形のところには違反しないところがございます。※4に小さく書いてございますけれども、最高裁の判決で記載があるところがございます。

8ページ目から景表法の話の御紹介にまいります。まず、8ページ目は景品表示法上の課徴金額の算定方法でございます。このスライドのア、イ、ウのところにあるとおり、課徴金対象期間に取引をした、課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める法によって算定した売上額に3%を乗じて得た額でございます。このスライドに※で書いてございますけれども、令和5年の改正によって課徴金の加算の規定、1.5倍という規定が置かれたところも補足して御説明させていただければと思います。

9ページ目が景品表示法における経済的利得でございます。こちらは先ほど御紹介しましたとおり、原則として対象商品・役務の売上額に3%を乗じた額が課徴金とされているところがございます。こちらの考え方は参考を書いてあるとおりでございます。太字で書いてございます。趣旨につきましては上のポツですけれども、不当な利得は不当表示を行った事業者の手元に残るところを意味するところでもあります。また、算定の方法につきましては事案ごとに個別の方法によって算定するのではなく、一定の算定式によって一律に算定すべきだということが説明されているところがございます。

10ページ目からが景表法における返金措置の実施による課徴金の減額に関する御説明になります。景表法の第10条、第11条におきまして、返金措置を実施した場合における課徴金の減額という仕組みが設けられております。こちらは真ん中の括弧に書いておりますけれども、一般消費者の被害回復を促進する観点から導入されたものでございます。消費者庁の説明にもございますけれども、課徴金制度を有する他の法には見られなくて、消費者法体系にある景表法として特徴的であるという形で説明がされております。

返金措置につきましては、11ページ目からの図のほうがイメージとして見やすいかと思しますので、そちらを御参照いただければと思います。返金措置につきましてはステップが三つございます。

まず、ステップ1ということで実施予定返金措置予定計画の作成・認定というところがございます。枠のところに書いてあるような記載内容を書いた返金を予定する計画を事業者が策定をして、こちらを消費者庁長官に提出することになります。まず、これを受けて

認定を受けることが一つ目のステップということになります。

ステップ2のところは返金措置の実施でございまして、返金計画について周知をして、それについて申出があった者に対して適正に返金を行うこと、これは4か月以内ということでございますけれども、行うことになっております。この結果、期間後1週間以内にその実施の状況について改めて報告をするということでございまして、これが一連の返金措置の流れでございます。

下に矢印が二つ出ておりますけれども、仮に返金合計額が課徴金として計算額未満の場合につきましても、その平均合計額を課徴金額から減額するというところ、右側でございまして、仮に返金合計額が課徴金額を上回る場合は、課徴金の納付を命じないという形の仕組みになっているところでございます。

12ページ目は、こちらを字で書いたものでございますので説明は割愛させていただければと思います。

13ページ目は、課徴金額の減額の趣旨というところで説明がされているものでございます。こちらは国会の法案審議における国会答弁を引用しているところでございますけれども、例えば一つ目のところの答弁におきましても、課徴金制度に違反行為者が得た不当な利益を剥奪しつつ、国庫に納付される前に消費者に還元する手法を検討したということでありまして、また、その対象については、課徴金が国庫に納付されるものという性格を踏まえ、役務について取引をした一般消費者に対して行われたものに対する返金に限定すべきだということでありまして、一番下のもう一つのポツの答弁を御覧いただきますと、寄附というものがどう扱われるかということも議論されたようでございますけれども、こちらについては導入しないという結論だったというところでございます。

また、同種の国会答弁等が14～15ページ目と続いておりますので、こちらは割愛させていただきます。

17ページ目、参考ということで国内他法令における課徴金制度と被害回復措置ということで御紹介しております。先ほどの消費者庁の御説明の資料の中にもございましたけれども、景表法を除きまして国内における課徴金制度において被害回復措置を講じたことを理由による減額の措置の規定は存在をしていないところでございます。なお、独禁法においては確約手続というものがございまして、独禁法違反の疑いのある事案につきましても、公正取引委員会と事業者の間の合意によって解決をする仕組みがございまして、こちらにおいては例えば被通知事業者が取引先に対して商品又は役務を購入した後、契約で定めた対価を減額することであるとか、あるいは取引先に返金するということが、措置内容の充分性を満たすために有効であるというような説明をされているところでございます。

他方で、課徴金との関係につきましても、こちらの方針のパブコメに対する意見の考え方に示されているところであります。意見のところでは、こういった場合に支払った額は課徴金から減額されるべきという意見でありますけれども、考え方のところにつきましても、課徴金の額は独禁法の規定に従って算定するものでございまして、こちらについて、

事業者が行った金銭的な価値の回復に係る金額を減額する規定は存在しないということなので、こういった対応を取れませんという説明をされているところでございます。

18ページ目は確約手続の流れでございまして、こちらでも簡単に御覧いただければと思いますけれども、基本的に公正取引委員会のほうから規定に違反する疑いのある行為・概要・条項といった通知をされると、60日以内に事業者において確約契約を自主的に作成・申請し、認定を受けるということでもあります。これが認定を受けた場合には排除措置命令とか課徴金納付命令が行われられないという仕組みになっているところでございます。

19ページ目は、今年に成立したスマホのソフトウェア競争促進法の経済的利得の考え方でございます。こちらは20%という額が示されているということで御説明させていただければと思います。

以上が資料1に関する御説明でございまして。

続きまして、資料2にまいります。こちらは団体による差止請求制度及び被害回復制度に関する御説明ということになります。

1ページ目、まず、想定している差止請求対象行為の考え方でございます。こちらは以前御説明した部分と若干重なりますけれども、改めて御説明さしあげます。まず、違反行為によって個人の権利利益が侵害されるおそれが高い利用停止等請求等の対象条文に係る違反行為を差止請求の対象とすることが考えられるのではないかとこのところでございます。

例として三つ挙げておりますけれども、不特定かつ多数の消費者の個人データを自らが提供するサービスに係る利用規約、プライバシーポリシー等において、合理的かつ適切な方法によって本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する場合。二つ目のポツといたしまして、不特定かつ多数の消費者の個人情報をも本人が人格的・差別的な取扱いを受けるおそれがあるにもかかわらず、ウェブサイトで表示する等、不適正に利用する。三つ目のポツといたしまして、特定かつ多数の消費者の個人情報を他の事業者の従業員により不正に持ち出された個人情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず取得する等、不正な手段により取得することがあるのではないかとこのところでございます。

なお、二つ目の矢羽根で、適格消費者団体は消費者からの情報提供、あるいはPIO-NETというシステムがございまして、こちらによって被害情報を収集、分析、調査を行い差止請求、これは現行の消費者契約法、景表法等に基づくものになりますけれども、行うべきか否かを判断しているところでございます。

下に書いてございまして、消費者から適格消費者団体に寄せられた個人情報の取扱いに関する情報提供の例ということでございます。

例えば一つ目のポツですけれども、ある社とサブスクの契約をしたところ、覚えのない会社の分の契約も締結された。すぐに解約したけれども、第三者にカード情報等の個人情報が提供されたことが不安である。

あるいは二つ目のところですが、懸賞に応募したときに無関係のショッピングサイトに登録されて広告メールの受信費用が発生した。

あるいは三つ目といたしまして、オンラインショップのメールマガジンでCCに自分のアドレスを入れて送信されてしまって、他の利用者に送信されてしまった。これは氏名がメールアドレスに入っているの、ほかの人に知られてしまったということで、お詫びメールが来たけれども、どうしたらいいかというような相談が寄せられたところでもございました。

2 ページ目、今、御説明したことを表にした形になりますけれども、この表に書いてあるところのオレンジ色でマーカーして○と書いてあるところ、こちらを対象としたらどうかということで、事務局の資料として御提案させていただいているものとなります。

3 ページ目、こちらは個人情報の取扱いにつきまして、適格消費者団体の申入れが現に行われた例でございます。事例1でございますけれども、こちらはある会社の提供するサービスの規約上、美容医療の利用履歴等のセンシティブな情報が他の提携企業にも提供されることになっていることを理由として、どういった内容が提供されるのかとか、第三者提供規制の遵守状況についてどのようにちゃんと守られているかということを申入書として送付したところでもございます。

これに対して、該当する会社のほうから、会員のプライバシー等に係る事項は含まれていないと考えていること、第三者提供規制を遵守していることの回答があったところでもございました。

その後、提供の仕組みが変更されて、会員のオプトアウトが可能となる仕組みになったということも踏まえて、こちらの申入れについては最終の報告書を送付したところでもございます。

また、右側のところでもございますけれども、こちらはレンタカーの貸渡しに関する約款の事例でございます。こちらについて貸渡契約の際に取得した情報を第三者に提供することによって、借受人と運転者の同意があったものとみなすというところに条項があったところでもございます。運転者は貸渡契約の当事者ではないところでもございますので、その条項によって直ちに第三者提供の同意を得ることを開始することはできないのではないかとということで、条項を修正することが必要であるということも理由とした申入書を送付したところでもございました。

その後、改定された約款において適切な修正がなされたと判断されたということで、申入れ協議の終了を通じたという事例があったところでもございました。

4 ページ目、こちらは差止請求制度について適格消費者団体の皆様から徴取した主な意見でございます。主な意見は下の枠のところを書いてございますけれども、例えば事案の内容といたしましては約款に関するものが多いということが一つ御指摘としてあります。

また、二つ目のところでもございますけれども、こういった情報に関する案件も扱うことを仮に消費者に認識されるようになれば、消費者から相談等で情報が入ってくることにな

りますので、約款以外の事案であっても差止請求につながる可能性あるのではないかと
いうところがございます。ただし、内容によっては立証に向けた支援が必要であるというコ
メントもございました。

三つ目のところですがけれども、訴訟外の申入れによって解決する案件が多数を占めると
いう御指摘もございました。提訴に至る事案は全体の1割程度でございます。

また、差止請求と行政処分、双方の対象となる事案がございますけれども、行政処分によ
る対応のほうが適切と考える事案もございますので、こういった場合には行政庁に対し
て情報提供をしているところもございます。

五つ目になりますけれども、こういった請求権は事業者との関係性にも変化をもたらす
と、こういった適格消費者団体に対して事業者は真摯に対応せざるを得ないのではないか。

また、下から二つ目のところですがけれども、こういった請求は市場を健全に保つ効果も
ある、優良な事業者にとってもメリットがあるはずであって、萎縮効果という話ではない
のではないかとということ。

最後ですがけれども、マンパワーには限界があるので、そこについても当然優先度が高い
事案から対応していくことになるだろうということがコメントとしてございました。

5ページ目の最後でございますけれども、こちらは民事訴訟において個人情報の漏えい
等により慰謝料が認められた事案がございます。こちらは三つほど御紹介しております。
いずれも氏名、住所、電話番号、メールアドレス等が漏えいした事案でございます。不正
アクセスだったり、システムの設定ミスだったり、不正持ち出しと理由はそれぞれ三つ異
なりますけれども、そういった形で漏えいしたということがございました。

それに対して、判旨のところを御覧いただきますと、額といたしましては事案ごとにそ
れぞれ異なり、一番左側が5,000円、真ん中30,000円、一番右側は1,000円でございます
けれども、事案によっては一部弁済されたことを考慮したものもあったところございま
す。

以上が資料2に関する御説明でございます。

続きまして、資料3にまいりたいと思います。こちらは認定個人情報保護団体制度でござ
います。先ほど座長から御紹介がございましたとおり、前回の議論で御指摘があったも
のと認識してございますので、状況について簡単に御紹介できればと思います。

1ページ目、認定個人情報保護団体制度とはというところでございます。改めての御説
明となりますけれども、一つ目の矢羽根でございます。事業者における個人情報等の適正
な取扱いの確保を目的として業務を行う団体を当委員会が認定する制度というところ
でございます。こちらは民間部門による個人情報の保護について自主的な取組を尊重し、支
援するための仕組みでございます。

行う件も以下の三つということで①から③に書いてございますけれども、①が消費者か
らの苦情の処理、②が対象事業者に対する情報の提供、③がそれ以外の個人情報の取扱い
について必要な業務というところでございます。認定の各団体は個人情報保護指針の作成

に努めなければならないというところがございます。

認定団体について書いてございますけれども、直近の令和5年度の末時点では44団体があるという状況になってございます。

2ページ目、この仕組みを図の形で示したものでございますので、こちらは御参照いただければと思います。

3～4ページ目は業務の対象範囲でございまして、こちらは令和2年の改正によって3ページ目に書いてあるところが認定団体の業務の対象となることに同意した事業者に対してのみ認定団体が実施することができるようになったということ。4ページ目は企業の特定部門のみを対象とした認定業務を行うことができるようになったというところでございます。こういった形でより柔軟な形で認定団体の業務が行えるような改正が行われたところでございます。

5ページ目は一覧でございまして、後ほど御参照いただければと思います。

6ページ目が苦情処理の状況でございます。認定団体はこちらの一つ目にありますとおり、苦情処理をするための体制を整える必要がございます。苦情申立人と対象事業者の両方に働きかけて円満な処理を図ることになりますので、こういった観点で処理をまとめていくこととなりますけれども、多くの団体において1名以上設置しているのが多いという状況でございました。

取組状況の数字としてこちらの表に書いてございますけれども、苦情の受付で申し上げれば、令和5年度に409件というところがございます。団体ごとの苦情受付を含めた取組の状況は7～8ページ目に書いてあるところでございます。団体も様々であることが御覧いただけるかと思っておりますけれども、こちらも後ほど御参照いただければと思います。

駆け足でございましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。資料1～3までの説明でございました。

なお、若目田構成員ですが、当初対面参加予定とお伺いしておりましたけれども、オンラインのほうに切り換えられております。念のために申し添えます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見・御質問をいただきたいと思っております。御発言をお願いしたいと思います。

IT連、お願いいたします。

○日本IT団体連盟 資料1から質問させていただきたいと思っております。現時点でいいのですけれども、課徴金について、今、独禁法とかほかの法令の説明をしていただいたのですけれども、不当な利得が発生しているときに限るのか、それともそうではなくて、独禁法の説明のところがすごく明確だと思いますけれども、不当な利得の発生の有無とか多寡を問わず、観念的に剥奪すべき事業者の経済的利得を犠牲にして剥奪するというのが基本的な考え方になっていて、この考え方自身は前回中川構成員が示していただいた国会答弁の下敷きになっている考え方だと思っております。

だとすると、今、個情委さんのほうで考えている課徴金制度というのは、不当利得の多

寡に関係なく課徴金というのを何らかの算出式は出さなくてはいけないですけれども、算出式を基に課そうというような制度を考えられているのか。それとも、不当な利得があったときに、それを後で引き算するかどうかは別ですけれども、課そうと考えているか。どちらの考え方を今の時点で採用しようとしているのかというところを教えていただけないでしょうか。

○清水座長 それでは、事務局のほう、よろしゅうございますでしょうか。

○香月参事官 事務局参事官の香月です。課徴金の関係については第3回の資料で御説明を申し上げております。まず、第3回のとときの資料3の30ページで課徴金の対象行為の二つの類型を挙げていまして、違法な第三者提供等の関連についてということで、そこについては緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型の中でも、国内外において現実に発生しており、かつ剥奪すべき不当利得が明確に観念できるものを課徴金賦課の対象行為として考えることができるのではないかと説明をしております。

もう一つ、31ページになりますが、漏えい発生、安全管理義務違反関連については、一定規模の漏えいが発生し、漏えいが安全管理措置に関する著しい義務違反に起因するものである場合に限り、対象行為として検討してはどうか。上記のような安全管理措置に関する著しい義務違反があった場合についても本来負担すべき支出を削減したという不当利得を観念できるのではないかと考えているところでございまして、いずれにせよ不当な利得というのが観念できる場合を対象にしてはどうかということでございます。

課徴金の算定の考え方については33ページで説明させていただいておりますが、違反行為の対価等の全額を課徴金額とする方法についてどのように考えるべきか。金銭的利得を一定程度上回る課徴金を課す方法についてどのように考えるかということですか、また、売上額に一定の算定率を乗ずる方法により算定する方法についてどのように考えるかということで視点について提示させていただいて、御意見をいただきたいというところで示させていただいたところでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

○日本IT団体連盟 今回の御説明によると、基本的には何らかの形で不当な利得が観念されるケースに限って課徴金を課す場合には課徴金を課すと考えられていると理解させていただきました。その場合、これが二つ目の質問ですけれども、幾つかの例で不当利得があったものを返金するとか、いろいろな形で対応しています。安全管理措置であると、安全管理措置が講じられてなかったものを講じるためのコストを別途負担して、安全管理措置が講じられるようになりましたというようなときには、課徴金の減額を前提に考えられているのですか。それとも、それは別途減額とは考えていなくて、基本的には当初発生したであろう観念できる不当利得をベースに課徴金を考えるという考え方を採られているのか。どちらを採られるのでしょうか。

○香月参事官 現行の他の法律の課徴金の制度を前提に考えますと、先ほど事務局から説明させていただきましたとおり、何らかの返金措置ですとか、あと、支払ったとしてもそ

れを基本的には課徴金の額に反映させないというのが他の法律の例となっています。その趣旨というのは、課徴金というのは違法な行為を抑止する、そういうことをしないようにしてくださいという観点から課されたものであるので、損害賠償みたいなものに応じるといことはまた別の観点ですので、基本的には課徴金額は違法があった場合に一定の算定式に基づいて課されるという形になっていると理解しています。

他方で、景表法は、課徴金という制度に被害回復を促進する、被害救済を促進するという政策目的を別に持たせていますので、その観点で返金をすれば減額するという仕組みが設けられている制度となっていると理解しています。

今御指摘いただきましたように、今回個情法で課徴金を入れた場合に、一定の返金などがなされたときにどのように扱うかということについては、他の法の前例からすると、公取の独禁法の例からすると、そういったことはないということになりますし、景表法の例ですと、本人に対する権利救済を図ったときに減額するという観点の制度となっていますが、それ以外のやり方があるか、完全に否定されるかということとそういうわけではないと思いますので、そこは御議論をいただきたいということでございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それについて御意見がおありになるのであれば。

○日本IT団体連盟 今、事務局がどのように考えているのかというところを確認させていただきたかったということになります。

もう1点だけよろしいですか。中川構成員に前回説明していただいたときに、裁量的な課徴金と義務的なものがあると考えられるという二つの類型について御説明されましたけれども、今、事務局はどちらの類型を採用されようとされているのか、もし、決めておられるのであればお尋ねしたいです。

○清水座長 これは事務局への質問ですね。

○香月参事官 現時点でどちらにすることを決めているものではございません。おそらく両方メリット・デメリットがあると思います。義務的ということになりますと、逆に行政裁量がない形になりますので、画一的な形で違法が認定されれば課されることになります。他方で、それが硬直的な対応につながるのではないかと御指摘はあると思います。裁量を持った場合には、行政の裁量が適正に行使されているかという点が問題になり得る。他方で、裁量が適正に行使されれば事案に応じた柔軟な対応ができる。それぞれメリット・デメリットがあると思いますので、そこも検討会で御議論いただければと思っていますのでございます。

○清水座長 いずれにしても、これらの点について御意見をいただきたいということでよろしゅうございますね。

御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○森構成員 課徴金の算定において考慮されるべき利得というか、金額というか、その返金もそうなのですけれども、今日の御説明を伺っていても、問題になるとしたら、それは

被害回復です。被害者に対する損害賠償請求をしましたかというところは問題になるわけですが、そうでなくて、何らかの事情で違法行為によって得た利得がなくなりましたと、それは先ほどIT連盟の別所さんの例であれば、遅ればせながら安全管理措置をしましたがその費用でなくなりましたということもあるでしょうし、それから、違法なプロファイリングによって作成したデータベースを販売して、その販売した代金を買ったほうに返金しましたと、買ったほうも問題があるわけです。そういうことは全く考慮されるべきものではないのではないかと思います。

皆さん、他法令の前提としているところは、違法行為によって発生した問題、損害を回復したのだったならば、それは課徴金額に反映してあげようではないのという話なわけですが、それと関係ないところで何かの事情で費用がかかってお金がなくなりましたとか、買い主にデータベースの代金を返しましたとか、そんなことは考慮されるべきではないと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

全相協の増田さん、どうぞ。

○全国消費生活相談員協会 御説明ありがとうございました。

システム上、セキュリティがすごく高いレベルできちんとされていても、これまでの事案の状況を見ますと、人為的ミスであったり、それから、研修の不足であったり、個人情報に対する理解不足であったり、あるいは故意に行うなど、人の問題があつて、消費者に様々な不利益があると思います。そうしたときに、消費者から見ると、直接的な金銭的な被害の額というのが自身でも算定できないし、証明することができないことがとても多いです。でも、今後どうしたらいいのかとか、私にどういう問題が降りかかってくるのかというようなことは相談として非常に多く寄せられております。それはその企業に対しての信頼低下にはかならないと考えています。

課徴金というのは、消費者に直接被害回復のためにお金を返すということが、個人情報法に関しては難しいのではないかと思います。それでも損害賠償してほしいとか、慰謝料がほしいとか、そういう気持ちは非常に大きくありますし、同種のことを行わせてはいけないということを社会に対してきちんとアピールするためにも必要な制度であると考えています。

○清水座長 ありがとうございます。

消団連の方から御質問をいただいております。お願いできますでしょうか。

○全国消費者団体連絡会 御指名いただいたのですが、今の議論とは違う点なので、先に課徴金の議論をやっていたらと思います。

○清水座長 新経連の片岡さん、お願いできますでしょうか。

○新経済連盟 今日お示しいただいた資料が課徴金の算定に関する資料だということで、課徴金の算定の話をしていると思うのですが、前回までの前提の話がまだばらついている

印象があります。まず、そこをしっかりと考える必要があると思っています。

前回のお話を伺っていて、時間がなくて最後に質問等ができなかった部分もありますが、そもそも課徴金を入れることによって何を期待するのか、その場合にどういう事例や類型が考えられるのかというところの整理がまだ終わっていないと思っています。前回もいろいろな方から悪質性という話が出たのですが、どこに悪質性を見いだすのか、それと経済的利得の関係はどういうことになっているのか。その場合、経済的利得はどうやって計算すべきなのかというのがあると思うのです。まだその話がまとまっていない感じがしておりますので、まずはそこをきちんと整理すべきなのではないかと思います。

その上で、経済的利得とは何なのか、まだ皆さんの認識が一致していない気がしております。さらには事務局が前回までに示していただいているものは大きく二つあると思っております。何かしら違反した行為に基づいて売上が観念できるようなものについてそれを剥奪しようという話と、本来であればこのぐらいコストをかけるべきだったのにそこをかけなかったという話では、かなり大きく異なるものだと思っていますので、性質の異なるものを整理しないで議論するとばらばらになってしまう印象を受けています。

今日御説明いただいた他法令の事例を見ても、大きく二つあるもののうち、本来のコストを観念したものはないと思っています。もちろん決まった額でこういう報酬等というものはあるかもしれないのですが、前回までに出していただいた考え方で言うと、本来実施すべき法令遵守体制を金額やコスト換算することをした上で、違反行為をした事業者が実際に掛けていた法令遵守体制の金額コストを換算して、そのギャップを考えるということから前回までの二つ分けのうちの一つに考えられていると思いますが、それはすごくチャレンジングというか、今までにない事例だと思いますし、そもそも悪質性をどこに見い出して、そこにおける経済的利得とは何なのかということを考えないと、その次の話に進まないと思っています。

その前段階のところをしっかりと議論をしないと、課徴金はどうやって考えるのですかというところに進まないなと今伺っていて思いました。

それから、団体訴訟の話や被害回復請求のところですが、既に現行法の範囲で申入れを行っている事案があるという紹介がありました。おそらく消費者契約法は条項そのものの不当性を問うていろいろ活動することができるので、個人情報保護方針であるとか、あるいは個人情報の扱いについて、約款の中に組み入れられているものについては、今の消費者契約法でもある程度対応ができるのかなと思って資料を見ていました。

そこでお伺いしたいのは、事務局でも消費者団体の方でもいいのですが、消費者契約法に基づくものだと条項に現れている比較的客観的に分かりやすい部分で対応ができるころだと思いますが、消費者契約法でやる場合と今検討しようとしている個人情報保護法に基づいてやる場合とで、具体的にどういった違いが出るとお考えなのかというところと、申入れ活動などにおいて調査をしなければいけないと思うのですが、その調査にどういった違いが出てくるのかというのを伺いしたいと思います。

以上です。

○清水座長 1点目、二つ考え方があり、範疇があるということでしたけれども、特にコスト削減の部分だと思います。悪質性と経済的利得との関係についてもう少し整理すべきではないかという御意見でしたが、事務局は何かございますでしょうか。

○香月参事官 悪質性という観点では、これも第3回の資料で御説明させていただいておりますけれども、命令の処分の中でもそれなりに重い処分が出される違反行為類型に限定してはどうかということで御提案をさせていただいているものでございます。

経済的利得については繰り返しになりますが、例えば個人データを第三者に違法な形で売ったということ得られる売上ということを考えることが一つあり得るのではないかと。また、本来かけるべき安全管理措置の観点から見ると、利得が観念されるのではないかと。これを具体的にどのように制度として組み込んでいくかということで提案をさせていただいています。

二つの考え方は全く異なるというのは御指摘のとおりだと思っております、異なる算定モデルを考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、厳密に本来実施すべきコストと実際に講じたコストの差を算定するのが難しいということは、それも御指摘のとおりで、これも他法でも同様の、要は違法行為があった場合となかった場合の差分というのは厳密に出すことが難しいということから、一定のモデル、例えば売上高に対する利益率というようなものを掛けるというようなモデルを置いているところでございまして、仮にそういう考え方を取った場合には、そういうモデルを議論することも念頭に置く必要があるのかなと考えているところでございます。

それから、2点目について、今御指摘いただきましたように、消費者契約法の場合は不当な条項についてですとか、不当な勧誘について、それぞれ無効だとか取消しだということが規定されておまして、そうしたことをしないようにしてくださいという差止請求が認められているところでございます。

個情法に仮に団体訴訟の枠組みを入れた場合にどうかということですが、消費者契約の締結の場面ですとか、消費者契約の契約書に書かれていることについては、今御指摘のあったとおりです。例えば契約には何ら記載はないのだけれども、第三者提供がなされたようなケースですとか、あとはネット上にあるような個人の情報を集めてきて、それが不適正に利用されたようなケース、そうしたものについては現行の消費者契約法の枠組みで対応していくのは難しいのではないかと考えているところでございます。

それから、仮に個人情報保護法の違法な取扱いについての差止めを請求することになりますと、差止めの内容も個人情報保護法の違反を今後しないようにということになりますと思いますが、仮に消費者契約の条項に個人情報の取扱いがあって、それが差止めになったとした場合には、今後契約に当たっては、その条項を使わないようにという差止めの請求することになると思います。そうすると、要するに将来に向かっての契約に対して効果が発揮されることとなりますが、個人情報保護法について今後違法な取扱いを止めてくださ

いという請求ができれば、既に契約していたものについてもそうした違法な取扱いを止めることができるということなどが、個人情報保護法でこうした制度を設けることの差分になるのではないかと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

○新経済連盟 御説明ありがとうございます。

まず、課徴金の対象について重い処分が科され得るものについてということだったのですが、結局その中身を具体的にどういうメルクマールで悪質性を考えて、我々は結局萎縮効果を懸念しているわけなのですが、違反の抑止効果を望みたいのであれば、思いとどまる機会をどうやってつくり出すかということだと思のですが、今まで挙げられたものだと結構範囲が広くて、どういう場合に課徴金になってしまうのか、どの時点で気をつけたらいいのかということところが分からないので、広すぎるし萎縮効果が生まれてしまうと思っていますので、どういう場合に課徴金で効果を上げていくのかということをもう少し議論しないとその先に行けないと感じました。

差止請求のところについても御説明ありがとうございます。契約条項の差止請求については条項が無効と判断されて差止めが認められたら、差止め以前の部分についても対処しないといけないのではないかと思います。

あと、前から私も申し上げているのですけれども、見た目ではっきり分からないようなものについては、結構消費者団体の方が調査をして、それに基づいて申入れ活動するのはすごく大変な気がしていて、見目で分からないもので差止請求の範囲が広がると、事業者に対する質問だとか申入れだとかが結構増えてしまうような懸念はあるのかなと思っていました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

確認ですが、1点目については御意見だと思うのですけれども、要するにコスト削減を故意か過失か分かりませんが、安全管理措置等を講じなかったことによって、それだけコスト削減できたという場合について、もし、課徴金が課されるのであれば、それはどういう場合かということをもう少しはっきりしないと萎縮効果が生まれるという御意見でよろしかったですか。

○新経済連盟 コストの方だけではなくて、売上を観念するものについても課徴金の対象行為がどういうものなのか、もう少しはっきりしたほうがよいと思います。

○清水座長 もう少し、絞り込むべきかということですね。

○新経済連盟 必要性のところも含めて、もう少し整理したほうがいいのではないかと。

○清水座長 御意見として受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

若目田構成員、お願いできますでしょうか。

○若目田構成員 私から後半のほう、差止請求等に関して意見と質問を申し上げます。

自分なりの整理をしますと、第3回検討会で説明があった個人情報保護委員会の相談ダ

ダイヤルへの苦情、今日紹介があった認定個人情報保護団体への苦情、もう一つ、同じく今日紹介のありましたように消費者団体の既存のチャンネルに関しましても既に苦情を受け付けられているということで、国民が何らかの苦情を伝える際にはこの三つのチャンネルがあると理解をいたしました。

その上で1点目、消費者団体等のチャンネルに上がってくる個人情報に関連する苦情がどの程度の件数なのか把握されているかについて伺いたいと思います。

2点目ですが、違法の可能性の指摘であるとか、もしくはあっせん等によって、多くの企業は短期間の間に改善していると御報告がありましたが、それが実態であると認識しました。

もう1点、前回消費者団体のほうから、要は苦情があっても声を上げられないような方のほうがはるかに多いという点のご指摘がありますが、この問題は個人情報保護に関して、受け付けている窓口があるということをまずは国民に周知をして、苦情を伝える割合の底上げをすることが重要だとシンプルに思いました。

そのような今でもできる打ち手とか、やるべきことをしっかりやった上で、かつその上であっせんによって改善するようなケースや指導に至ったケースなどの情報をきちんと取りまとめた上で、しかもそこに専門性が必要なのであれば、窓口が分散をするよりも例えば個人情報保護委員会のダイヤルの専門的な人材の数の充実であるとか、もしくは国民への周知などを冷静な分析に基づき行うのが我が国の消費者保護にとって重要ではないかなど、一国民としても思いましたので、これは意見として申し上げておきます。すなわちこの制度のその是非の議論という前に、客観的に可視化すべき実情というものがある、そこに対する打ち手を優先した上で、制度の必要性を考えるべきではないかという点を申し上げておきます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

1点目は御質問でございましたよね。これはどなたかお答えいただける方はいらっしゃいますでしょうか。消費者団体の方、よろしいですか。

○全国消費生活相談員協会 私どもの団体としては、週末電話相談室というものしかやっておりませんので、国全体から見れば非常に少ない件数だと思います。ただ、傾向としては国の全体と同じような傾向があると思います。今現在、件数としてどのくらいなのかということは調べておりませんので分かりません。むしろ国民生活センター、PIO-NETにおける件数などを調査していただいたほうがいいのかもかもしれません。

今、若目田構成員のほうでおっしゃったとおり、現時点では国民の方々の個人情報に関する認識というのは非常に低い状況がありますし、それをどこに申し入れたらいいのかが非常に分かりにくい。認定団体がございますけれども、業界団体であり、消費者から見れば同じ業界ではないかというような懸念もあり、また、窓口の広報が不足していることも感じられますので、そういう意味では若目田構成員のおっしゃるとおり、広報

することは必要だと思います。

加えてなのですけれども、これは私の考えでございます。個人情報自体は、基本的にはその個人のものだとみんな思っていると思います。そうした中で、それを社会のため、あるいはその人個人にとっても利益となるように利活用するというような目的であれば、まずは信頼の確保が必要であり、その利益がどのように個人にとって、あるいは社会にとって還元されるのかということの見える化が必要だと思っております。

しかしながら、今現在、ほかの分野の消費者と事業者との関係性と同様に、個人情報においても情報量、あるいは交渉力が違うことが前提となっておりますので、一個人が申入れをしたとしても目的がかなうことは非常に少なく、あるいは窓口で申入れをしたとしても、それがあっせん解決してもらえするという可能性は考えにくいと思います。

そうした中で、法律に基づいた差止請求制度、団体が話し合いの場を設けることができる、話し合いの機会があるということになれば、それは消費者と事業者、消費者を代表する団体と事業者の非常によいコミュニケーションの場になると思います。そこで改善すべきことは改善してもらい、そして、消費者のほうの理解が間違っているのであれば、それはそれで理解していく、コミュニケーションの場が増えるということは、お手数なのかもしれませんが、それは決して悪いことではなくて、世の中をよくする、会社をよくするという意味で非常に有益な場になると御理解いただいたほうがよいと思いますので、私としては差止請求制度をぜひ導入していただきたいと考えております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

若目田構成員の後半のほう、新しい制度を入れるときは全体を見てというお話がございましたけれども、事務局は何かございますか。

○片岡参事官 個人情報保護委員会事務局参事官の片岡です。

個人情報保護法相談ダイヤルについて期待していただいて、非常にありがたいと思っております。相談ダイヤルの特性について補足をさせていただきます。先日、私から相談ダイヤルの活動について御説明した中でもお伝えしましたが、苦情に対する回答として、法律、ガイドライン等の該当箇所を案内して、事業者に対してこのように調整してはどうですかと、相談された個人に伝えるというスタイルを採っております。一言で言えば、当事者間の自主解決を前提としております。

件数的にも苦情だけでも、年間8,000件ぐらい来るわけですから。それらについて、ガイドライン等の該当箇所の案内と、事業者にこのようにお話しをされたらどうですかと、こういった形で自主的解決を促し、どうしても調整できませんという訴えが来たときにはあっせんの対応をとっており、自主的解決を前提として、過大なあっせんの積み上がりを回避していることをお伝えしておきたいと思っております。

あっせんについて、短期間で解決できているということですが、重たい案件ではなく、一つ一つ本当に細かい事案が電話で寄せられてきますので、そうしたものを数日で解決す

るということであり、現状、広範にわたる大きな事案へのあっせん対応は行っていないというのが実情です。

私からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、挙手をいただいております消団連の方、御発言をお願いできますでしょうか。

○全国消費者団体連絡会 私からは資料3の認定個人情報保護団体について御質問させていただきたいと思います。

取組につきまして御説明ありがとうございます。内容、理解いたしました。

その上で、7ページから取組状況をお示ししていただいているのですが、研修会の実施等が多い印象です。具体的な改善例などがございましたら教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○清水座長 改善例がございますか。事務局、お答えをお願いします。

○香月参事官 聞きそびれてしまったのですが、何の改善例ですか。

○全国消費者団体連絡会 認定個人情報保護団体の取組についての御報告が示されているのですが、ほとんど研修会の実施みたいなことが多いように思うのですが、それを受けての改善例などがあれば教えてほしいということです。

○香月参事官 これはそれぞれの団体が対象事業者に対して研修会を実施したということで、こちらは報告を受けているものでございまして、それぞれの研修でどのような目的でどのような成果が上がったとかというところまで報告をいただいておりますので、その点については、事務局としては把握してございません。

○全国消費者団体連絡会 ありがとうございます。

発言を続けてもよろしいでしょうか。全相協の増田さんからもあったかと思えますけれども、認定団体と適格消費者団体による差止請求制度につきましては性格が違うものだと考えております。認定団体の取組とは別に差止請求についても必要だと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

IT連、お願いします。

○日本IT団体連盟 認定個人情報保護団体の理事長をやっていますので、認定個人情報保護団体について若干補足をさせていただきたいと思っています。

認定個人情報保護団体は様々な団体があって、それぞれの活動はそれぞれの団体ごとにかなり異なっております。私が理事長をやっているのは遺伝情報取扱協会というところで、傘下が10社ということなので、苦情とか説明要求とかみんなゼロが並んでいます。

どういうことをやっているかというところ、もともと遺伝情報を皆さんに提供するという前提で、経済産業省さんと厚生労働省さんと文科省さんと一緒になって、いわゆる遺伝情報の取扱いのガイドラインをつくっています。それは研究機関とかも含めたガイドラインをつくっていて、今はそれが吸収されて、いわゆる研究系のガイドラインのほうに統一され

ているのですけれども、遺伝情報の取扱いに関するガイドラインの策定並びに、それから、ビジネスとしては経済産業省さんとガイドラインを一緒につくっていて、会員社はそのガイドラインを遵守するというのでやっております。なので、すごくきちんと遵守していただいている限りは、とりたてて苦情とかというのが発生するはずがないので、もちろん窓口はありますけれども、今のところ、そういうことはないということでやっています。

もう一つ特徴的なのは、遺伝情報を取り扱っているということで、各会社とも倫理審査委員会を持っていて、どういう目的で使うとか、そういうことについても倫理審査委員会できちんと議論した上で定めているというようなこともやっていますので、そういうことの枠組みのために団体として形成しているので、その団体としての性格上、様々な団体の活動というのがまちまちだということと併せて、団体によってはもともと個人情報を中心に守るということから成り立っている、業務をやっているというところがあるというところも御承知おきいただければと思っております。

○清水座長 情報提供をありがとうございました。

今、資料1～3につきまして挙手をいただいている方が3名いらっしゃいますので、そこで一旦質問を切らせていただいて、次に進ませていただきたいと思います。

まず、森構成員、お願いできますか。

○森構成員 まず、課徴金の対象の悪質性みたいなことなのですけれども、第3回検討会の資料2で五つの類型を挙げていただいている、これとこれとどちらが悪いみたいな話になるともちろん難しいと思っておりますけれども、非常に悪質であるものについては私は分かるのではないかと感じてまして、もちろん個々の事案の具体的な事実関係に入りますから、内定辞退率は止めておきますけれども、例えば類型5について言えば、漏えい事案ですけれども、長期間にわたって大量に漏えいしているということが一つ。

もう一つは、漏えいしているのではないかという指摘を外部から受けて調査したけれども、漏えいしていないという結論に一旦至って、そして、最終的には警察によって漏えいしていたことが判明したみたいな経緯の問題です。そういうことから、悪質かどうかというのは分かるのではないかと思うのです。何が悪質かどうか分かりませんが、どこが悪いのですかと言われると、本当にそれは感性が違うといえますか、悪いことは分かっていたいくべきなのではないかというのが私の意見です。課徴金の話の場合は、何が悪質かということは非常に重要だと思うのです。そういうものに対して限定的に科せられるペナルティであるのかなと思っております。

それに対して差止めなのですけれども、差止請求は違法なものを止めていただくという話なので、私は原則として特に義務を限定する必要はないと思うのです。今日の資料2の2ページといいますか、全体的に緊急命令と利用停止請求、これのアンドを取るという考え方なのかなと思いましたがけれども、そんな必要は全くなく、結論的には勧告対象になっている義務規定というものを差止めの対象にすればいいと思います。

それはどうしてかといいますと、差止めの場合、何度も申し上げますが、別にそれで課

徴金のようにお金を取られたりとか、そういうことはなくて、違法な行為を止めてくださいと言って、かつそれが裁判所によって確かにこれは違法と認められた場合に止まるという話なわけですから、事業者側からしても、なるほど違法だったのだと、知らなかったけれども、分かりましたということで止めればいいわけです。損害賠償とかとも連動していないわけなのです。

そのときに、例えば利用停止請求との関係ですけれども、利用停止請求の要件自体が狭いという意見はずっと前からあるわけで、私もヒアリングをしていただくたびに申し上げていることですけれども、それから、JIS Q 15001の基準とも乖離しているわけです。利用停止請求がもともと狭い。そして、緊急命令に至っては通常の命令とは違って勧告を前置しない特別な緊急事態に発動される命令なわけです。しかも要件として権利侵害が実際に起こっている、権利侵害が差し迫っているではなくて、実際に起こっていることが求められているわけです。

そうしますと、例えば事業者が何かのプランを発表しました、発表すること自体はいいことなのですけれども、そのときに消費者がそれを脅威と感じて、それは止めていただきたい、それは個人情報保護法の違反ではなかろうかと多くの人が思ったとしても、それはまだ権利侵害が発生していないので、緊急命令と同じ条件にしてしまうと、それを差し止めるわけにはいかないわけです。ということなので、そこは緊急命令とか利用停止請求で、それと同じように考えて縛っていくのではなくて、むしろ事実上何でもかんでも差止請求するみたいなことは正直なところ起こらないと思います。

この資料2の4ページを見ていただきますと、複数の適格消費者団体から意見を聴取したというのがありまして、私も幸いに適格消費者団体の弁護士の方からいろいろ聞くことができたのですけれども、矢羽根の7番目を見ていただきますと、マンパワーに限りがある、これが本当に決定的な事情なのです。違法な個人情報の取扱いがなされている事案の全てに対応することはできない。多数の苦情が寄せられている等の事情により、優先度の高い案件から優先的に対応することとなるということですので、それによっておのずと縛りがかかってくるかと思っています。勧告対象の義務としては、要するに努力義務とかそういうものは除かれているわけで、勧告対象の義務違反について差止めを認めるということではいいのではないかと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

中川構成員、お願いできますでしょうか。

○中川構成員 差止請求が一つ、それから、課徴金に関して2点ほどコメントしたいと思います。

まず、差止請求については、これに反対をされる理由がいま一つよく分からないというのが正直なところなんです。適格消費者団体から「これはおかしいのではないか」という相談がたくさん来て事業者としては困るということをおっしゃったような気がするのですが、

それは事業者からするとむしろ宝の山なのではないかと思います。届いた指摘に対して自分たちが正しいと思うのであれば理論武装する機会になりますし、この後、行政から同じことを指摘されるかもしれない、そのときにどのような対応ができるかという気づきの場になるわけです。もし逆に、これはしまった、御指摘のとおりということであれば、これも気づきの場になりますので、いろいろな意味で事業者にメリットのある予防の場になるのではないかと。

適格消費者団体は今いろいろな方から御発言があったように、そもそも人が足りていないので、そんなに多くの申入れなどする余地もありませんということですが、もしも仮に適格消費者団体が非常にたくさんの人員を擁してたくさん申入れをしてきたとしても、むしろそれは非常にいい指摘の場なのではないかと感じます。

申入れから一步先に進んで差止請求の訴えにまでいくのは、負けたら消費者団体はものすごいダメージですので、よほど自信がある場合であって、かつ事業者側も消費者団体の指摘に納得しないという、完全に見解が違う場面ですので、これこそまさに裁判で明らかにしたほうが、事業者にとっても問題がクリアになりメリットがあると思うのです。見解が違うところを裁判で明らかにするという意味です。その意味で特に誰にデメリットがあるわけでもないような気がいたしました。これが差止請求についての私の感想です。

課徴金については2点、一つは景表法での経験をお話したいのですが、景表法では返金措置と課徴金という本来関係ないものをくっつけています。これはなぜかといいますと、消費者法の世界では10年以上前から、どうやって消費者に被害を返金という形で少しでも補填するか、それに行政がどう関わるかという問題がずっと課題で、私も関わってきているのですが、なかなかいい解決策が出ていないというか、みんなが納得する解決が出てきていない。

その中で、課徴金をてこに何とかできないかというアイデアが随分前から出てきていて、一番簡単なのは課徴金で1回国庫に入れたものを例えば消費者団体とかに渡して返金をしてもらい、それでも残ったら国庫に返してもらいというアイデアが当初からあります。しかし、国庫に入ったものを外に出すことはまかりならんということで、このアイデアはダメということで無理くりつくったのが措置命令の後に返金計画を立てて、それが承認されたら課徴金を減らすという景表法の仕組みなのです。

ただ、これなかなかうまくいってない。行政側としては、措置命令と課徴金の間をあまり空けたくない。空けると、事業者からすると二度叩かれるというダメージを受けます。命令を受けて1年後にまた課徴金納付命令となる。措置命令が終わって何となく薄れていくときに課徴金でもう一度報道されるという、二度叩かれるのは非常に困るという事業者側の要請があって、できるだけ措置命令と課徴金を短くしたい、そうすると、今度は返金措置命令の準備が1週間程度しかないということで結局利用率が非常に低いのです。もちろん返金すること自体も難しいのですけれども、水と油をくっつけた結果、使いにくくなった。そういうのが実態だと思います。

ですので、課徴金と被害回復を組み合わせることはうまくいきそうだとあまり安易に考えないほうがいいと思います。課徴金を国庫から1回出してという荒業をしない限りはなかなかうまくいかないと思います。返金措置と課徴金をくっつけるというのは、あまり期待をされないほうがいいのではないかというのが一つです。

もう一つは、新経連の片岡さんがおっしゃった経済的利得の話です。経済的利得について、管理費がかからなかった部分という捉え方と、法令違反によるもうけという捉え方の両方上げるのは概念として不統一ではないかということでした。しかしそもそも経済的利得という概念が何か確たるものとしてあるわけでもなく、ぼんやりとした言葉なのです。もともと課徴金というのは違反抑止が目的ですから、その計算の方法が一つに決まっているわけではありません。売上の2%一律という算定方式だって別に構わない。経済的不利益をかける制度なので、経済的利得に関係させなくてもよい。経済的な不利益をかけ、損したと思わせればいいわけなのです。損というのは事業者の規模によって違いますから、単純に規模によって何%とやっても全然構わないわけです。

そのような計算手法の一つとして、経済的利得というところに引っかけられるということだけです。経済的利得を何とか計算して行って、それに何%が課徴金額だとするわけですが、そもそも経済的利得を出発点にしなくてはならないわけではないのです。つまり、赤字企業だけでも、従業員が何人いるから幾らという計算手法をやったって構わないわけなのですけれども、それではいろいろな意味で経済に対する影響とかを考えると、経済的利得というものを観念しておきましょうという選択肢もあるということです。違反抑止という目的を達する限り、様々な要素に着目しうるので。

独禁法であれば売上に対する何%から始まっていますけれども、個人情報保護法の場合は、独禁法の算式とは逆にして、まずは全員このぐらいの規模の企業であればこのぐらいセキュリティにお金がかかるという業界的な平均値を出して、その何%ぐらい浮いたかと、これも平均値を掛けて、管理費が浮いた分を基礎に置いて、これにプラス実際に違反行為で得られた利得を加えていくという算式も考えられます。これはちょうど、今日説明があった独禁法の資料1の2ページを逆にしたような感じです。2ページの赤い地の部分は管理費がいかにか浮いたかという形で計算をしていて、これにプラスして、青い談合金というところを個人情報違反で得た収益という形にしてもいいわけです。このように、経済的利得というのはどうやって皆さんに納得していただくかという便法ですので、概念的な一貫性なんてそもそもないというところが重要な点だと思います。

先ほど森構成員がおっしゃったことにヒントを得て、もう一つ課徴金でお話をしたいのが、悪質なものに対してかけるためには裁量性が必要ということです。つまり、する・しないや額の裁量です。違反がある事業者措置命令をかけなくてはいけない。何とか後始末をしてもらわなくてはいけない。そのうえで、この者が違反抑止措置に値するような者であるか、どういう法令遵守体制でやってきたのか、たまたま経済状況が暗転して、あるいは企業が内部でいろいろ揉めてうまくいってなかったときに法令違反が起きたとか、そう

いろいろな酌むべき事情があるならば、そもそも課徴金納付命令をかけない、あるいは半額にするとか、そういう裁量があることによって悪質性をあぶり出すことができます。逆に裁量性がないと全員一律、違反があったら全部課徴金ということになりますので、それが厳しすぎるということもあると思いますということを御指摘したいと思います。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

長田構成員、お願いできますでしょうか。

○長田構成員 長田です。差止めのところなのですが、先ほど森構成員や中川構成員からもお話がありましたように、適格消費者団体としていろいろな活動している中で、個人情報保護法が対象になるということはとても大切なことだと私も思っています。どこに相談するのか。個人情報のことについて相談をするという発想がなかなかない国民が多いと思うのですが、そういう中で消費生活センターみたいなところに相談をする、それから、特化した適格消費者団体に相談するというように、順々に相談先が見えてくるというのが現在の状態だと思います。

御指摘がありましたように、団体の専門家の先生方も皆さんほとんど持ち出しをして、ボランティアプラス持ち出しぐらいの状態での活動を続けていらっしゃる団体ばかりだと思いますので、そういう中で丁寧に調査をした上で申入れをし、そして、相手先ともきちんと議論をしてということになります。

その結果、これはおっしゃるとおり直しましょうということになったときには、場合によっては事業者団体へのそういう情報も提供し、団体としてもこういう項目が間違っていたのだということを理解して広げてもらえるというのは、ずっと積み上げをしてくれていますので、そういう意味では差止請求を取り入れることはとても大切なことだと思いますし、いつも濫訴というようなことで大変なことになって思っただけかもしれないかもしれませんが、時間もかけて丁寧にやっていますので、むしろ事業者の皆さんにとっては、むしろありがたいと思っただけであればいいのではないかなと、正直そのように持っています。

課徴金のところなのですが、私も法律のこととかは素人で、そんなに明確に申し上げられるわけではないのですが、悪質性を入れると裁量性を認めることになると、中川構成員のお話はそうなのだと思いますけれども、いずれにしても悪質だなとみんなが納得できるようなものにしか多分課徴金命令は出ないことに結果的にはなるのではないかなというぐらいに、私も森構成員ではないのですが、思ったりしております、そこは御専門の先生方と、どのような表現をすれば実質的にそういうことが守られるのかも含めて御検討いただければいいのではないかなと思っていますけれども、課徴金の制度も絶対に必要だと思っています。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、一旦資料1～3は置きまして、議事2の最後になりますが、事務局より資料4の説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料4に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

こちらはタイトルがございますとおり、本検討会の第4回までの主な論点及び関連御意見としてまとめているものでございます。

こちらは30ページ以上ございますので、基本的にこれまで出た御意見をまとめたものとなっておりますので、個別の内容について御紹介するというよりは、構成について御紹介させていただく形にさせていただければと思います。

まず、1の課徴金制度というところで2ページ、一つ目の大きな項目としては、個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実についてというところでございます。今日もいろいろと御議論も出たところと認識をしておりますけれども、まず、論点といたしましては、1～2ページ目のところにおいては、個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実があるといえるかというところでございます。これ以降の論点全てに共通いたしますけれども、それぞれ双方の御見解があるということで御紹介するところでございます。

4ページ目、大きな項目の二つ目といたしまして、適正なデータ利活用の影響についてというところでございます。こちらについて4～5ページ目において、論点といたしまして個人情報保護法の課徴金制度の導入によって、適正なデータの利活用に悪影響を与えるおそれがあるのではないか。課徴金の対象範囲を限定したり、どのような利用が適法であるかということをより明確にすべきではないかということで、4～5ページ目にわたってこれまで出た御意見を御紹介させていただいております。

6ページ目、こちらは大きな項目3といたしまして、国内の他法令における課徴金制度の関係ということで、国内の他法令における課徴金制度の状況はどうかということを挙げさせていただいております。

7ページ目、こちらは主に第3回と第4回で議論が出たところと承知しておりますけれども、課徴金制度が個人情報保護法と親和的かという御議論もございました。こちらは7～8ページ目において御紹介をしております。

大きな項目の3が続きまして9ページ目、課徴金制度を導入する際に必要となる執行機関の権限や執行体制の在り方についてどのように考えるかということ。

10～12ページ目は4の外国制度の関係ということで論点をまとめているものとなります。10～11ページ目は諸外国においては個人情報保護法制において制裁金制度を導入している場合が多いことについてどのように考えるかというので、12ページまで3ページにわたっていろいろ御意見をいただいているものを御紹介するものとなります。

13～14ページ目が現行の監督規定との関係でございます。こちらも同じ論点で2ページ使っておりますけれども、現行制度における監督規定、勧告、命令、こちらは緊急命令も含みます、刑事罰、これをまずは最大限活用すべきではないか、現行制度における監督

規定のみでは経済的誘因が大きい場合の違反行為を十分に抑止できないということで2ページにわたって御意見を頂戴したものをまとめております。

15～16ページ目が6の課徴金制度の実効性でございます。こちらは2ページとも同じ論点を挙げておりますけれども、課徴金制度があったとしても海外事業者や所在不明事業者には十分対応できないおそれがないか、課徴金制度でどのように対応することが想定されるのかということで、2ページにわたって御意見を紹介するものとなります。

17～18ページ目が7の想定される対象行為でございます。こちらの二つのページとも同じ論点で御紹介しておりますけれども、課徴金制度の対象は深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い緊急命令の対象となり得るもの、具体的には違法な第三者提供、不正取得、不適正利用、漏えい等の原因となった安全管理措置義務違反等に限定すべきではないかということで意見をまとめております。

19ページ目が8の算定方法でございます。今日も御議論あったと承知しておりますけれども、課徴金額の算定方法についてどのように考えることが適当かということ。

また、20～21ページ目については9といたしまして減算・加算の規定ということでございます。こちらは減算・加算の規定についてどのように考えるべきかということも2ページにわたってまとめております。

21ページ目は10の行政裁量でございます。まさに先ほど御議論があったところと承知しておりますけれども、課徴金制度において執行機関にどの程度の裁量を持たせることが考えられるかということ。

また、23ページ目が11の適正手続として課徴金制度においてどのような手続を確保すべきかというところでございます。

以上が課徴金に関するところをまとめたものでございまして、24ページ目からが団体による差止請求制度、被害回復制度というところで、同じような形でまとめさせていただいております。

まず、25～26ページ目が大きな項目の一つ目としまして、適格消費者団体の現状というところでございます。二つのページとも同じ論点を続けて御紹介しておりますけれども、現行の他法令における適格消費者団体による差止制度、被害回復制度においてどのような運用がなされているか。仮に適格消費者団体による差止制度や被害回復制度が導入された場合において、濫訴となるおそれ等についてどのように考えればよいかということでございます。

続きまして、27ページ目は2といたしまして、想定される対象行為と運用というところでございます。27～28ページ目は同じ論点を続けて御紹介する形になっておりますけれども、個人情報保護法において個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分があるか、その場合に不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に個人情報保護法上の差止請求権を適格者団体自身の権利として付与することについてどのように考えればよいかということでございます。こちらは28ペ

ージ目で御紹介をしております。

29ページ目は2の想定される対象行為と運用、続けてになりますけれども、適格消費者団体が新たな役割を担うことになる場合、体制面への支援等が必要である旨の意見があれば、どのように考えることが適当か、また、どのように対応することが適当かということでございます。

また、30～31ページ目は同じ論点を続けてまとめた形になっておりますけれども、最後の33ページ目まで続けてあります。個人情報保護法に関連した事案について適格消費者団体がどのように端緒情報を把握し、実態を調査し、請求につなげることが可能であると考えられるか、例えば適格消費者団体による対応が想定される事例としてどのようなものが考えられるかというところでございます、こちらは33ページ目まで続けて御紹介する形となります。

若干駆け足でございますけれども、資料の紹介でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

これまでの議論の総括的資料かなと思います。

先ほど挙手いただいておりました宍戸座長代理、お願いいたします。

○宍戸座長代理 時間がないところすみません。今、御説明いただいた資料4につきましては、今日も非常に多くの議論がありましたので、さらにこれを反映していただければいいかなと思います。

その関連で1点だけ、団体差止請求制度の関係で、私も前回認定個人情報保護団体について質問させていただいて、今日、IT連盟の別所さんからもお話があったことについて申し上げて、うまく項目に反映できるかどうか御検討いただければ、というのが話の前半でございます。

御指摘がありましたように、団体による差止請求の議論と認定個人情報保護団体は、それ自体として制度としては別物であるということは私もよく承知しております。ただ、基本的にそれらの制度全体として個人情報保護法が向かっていこうとする一つの考え方として、消費者、個人情報の本人、それから、個人情報を取り扱う企業との間で実効的なコミュニケーションが行われて、適正な個人情報データの利用の利便性を確保しつつ、個人データの取扱いの安全を確保することがあります。

こういう観点から見たときに、今日の御議論でもあったように、この二つの制度は機能的には、消費者、個人情報の本人と企業間のコミュニケーションを促進して、トラストをつくっていくという点で両方共通する部分があるのではないかということが、私が一つ考えていたことであります。なので、今後団体差止請求制度を導入する・しない、あるいはするときにどういうことが考えられるかといったときに、認定個人情報保護団体の現状を見てみますと、金融分野、それから、放送を含む情報通信分野の取組、JIPDECはしっかりしているのだな、それ以外のところはどうもあまり実例がなさそうだといったことも踏まえて検討いただくということがよろしいのかなと思っております。

もう1点、長くなって申し訳ございませんが、課徴金制度についてでございます。これまで様々御議論があり、資料4でも本日も様々な論点ごとに非常に多くの御議論がありましたが、半分座長代理的な御発言で恐縮でございますけれども、具体的にそれぞれの論点で議論されたことをモジュールとして集めていくと、我々は個人情報保護法における課徴金制度としてこのようにイメージしているのだろう、そして、それに対して、ここはモジュールを変えたほうがいいのではないかとか、これだと反対である、立法事実がある・ないという議論の段階に、そろそろ進むべきではないかと思っております。

そのモジュールとして既に今日御議論があり、中川構成員に整理していただいたところでございますけれども、個人情報保護法において導入する場合、この制度には幾つかの段階があると思っております。まず、基本としては違法行為に対する制裁の抑止という手段としての課徴金制度が、個人情報保護法における違反行為に対する制裁として必要かつ合理的なものでないか、そうでないかというのがもともとの議論の出発点だと思います。

問題は何が違反行為かということであります。経済法の分野では経済活動が多種多様であるということから、いわば経済的利得を目的とした違反行為という、目的のところで違反行為を絞る、それが課徴金制度の経済法分野における要、本質の部分になるのだろうと思えます。

それに対して、個人情報保護法上は個人情報取扱事業者に幾つかの個人情報、個人データについての義務を具体的に課しているわけでございますので、個人情報法上の義務に違反する行為ということで考える上では、先ほど中川構成員がおっしゃったとおりですけれども、経済的な利得云々とか悪質性というのは必ずしも必須の要件ではない。むしろ制度をうまくつくるために、いわば限定的に入れる項目だと考えればいいのだろうと思えます。

ただし、その際に特に注意すべきは、先ほどの資料4の4ページ目に第2の項目として挙げてあり、経済団体様からもかねて御指摘がありましたように、適正なデータ利活用への影響が不当に及ばないようにするために制度をしっかりとつくっていくということが個人情報法の課徴金制度において重要である。そういった観点から絞りをかけていくときに、既に事務局から御提案がありましたように、具体的に問題となる課徴金の対象となる違反行為の類型を非常に限定的に考えていく、また、悪質性を、何を悪質と考えるかという話もありますが、絞っていく。また、経済的利得が発生する場合に、それに絞るということが合理的だろうという議論を、今我々はしてきているのだろうと考えております。

本来的に言えば、経済的利得に着目しないで、個人情報保護法の法目的からすれば、個人の利益、とりわけ個人の人格的利益にとってリスクが大きい違反行為については課徴金を課し、そうでない場合には課さないといった作り方もあるにはあるはずなのです。多分それではデータ利活用による個人へのリスクが類型化されておらず、よく分からないところがあり、経済活動の萎縮も大きいと考えたときに、経済的利得を、本質というよりは一つのメルクマールとして範囲を限定するという議論を我々はしているのではないかと考えております。

第3のレイヤーとして、具体的に上がってきている類型としては、先ほど新経連様からも御指摘がありましたように、違法な第三者提供等の類型と漏えい等の類型の二つがあります。それと、返金などの、課徴金を課さない消極要件であったり、あるいは課徴金を課すにしても減額するという要素の関係は、その二つそれぞれについて分析して一つのイメージとして事務局において整理していただき、議論をするということになると思います。

それについて私の考え方を申し上げれば、第一に違法な第三者提供等の類型については、それによって個人の権利利益の侵害、あるいはそのおそれが発生した場合には、それを回復するというのは本来損害賠償ではなく原状回復であり、要するに提供先に行ってデータを消去していただきたいというのが本来の筋であるわけです。それは現実には難しいということになり、要求しても不可能なので、抑止行為として課徴金でしたらどうですかという議論になっているのだろうと思います。

また、漏えいがあったという場合に、今後はしっかりとガバナンスを取ります、安全管理措置をしっかりとやりますというのは、別にそれは課徴金の話というよりは、要するに個人情報保護委員会が既存の改善命令を出して対処すべき話であり、逆に言えば、そのこと自体が、当然に課徴金命令を出さないとか、課徴金を減額するという要素にはならないのだろうと思います。

森構成員もおっしゃいましたように、本人に実体的な被害が発生し、それを事業者が賠償したとか、補填したという場合は、多分これはものすごいコストがかかることで、そこまでしっかりやったださっているのであれば課徴金を課さない、例えばそういったことはあり得るでしょう。

最後に第4の要素となりますけれども、ここまで考えた上で、しかし、本来の個情法が目指すものとして、個人情報取扱事業者の方々に実効的なデータガバナンスをやっただく、そして、適正なデータ利活用を進めていただくためのトラストをつくっていただくという観点から見たときに、さらに追加的な要素として、課徴金制度の設計に当たって考慮すべき要素、例えば減額であるとか、課徴金命令を出さない消極要件として、こういった論点を入れたらいいのではないかという議論は別途政策的に当然あるところです。先ほど返金の話も、本質論というよりは今のような観点で入れる・入れないという議論はあると思います。

今、私は自分の考えを、中川構成員から上げていただいた論点を縦に整理する形で申し上げましたけれども、こういったイメージをつくった上で、それでいいとか悪いとか、反対だとか、立法事実がある・ないとかといった議論をそろそろ始めて、この検討会の検討が深化できるとよいのではないかなと思って申し上げました。

長くなりましたが以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

ほかにも御意見のある方はいらっしゃるかと思うのですが、後のほうで御意見をもう一度いただく機会を設けたいと思います。申し訳ございません。

先に議事3の資料5、3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点について、事務局から説明をさせていただきます。12時で退室の方もいらっしゃいますので御意見をいただければと思っております。お願いいたします。

○事務局 それでは、資料5を御説明いたします。個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しにつきましては、1のこれまでの経緯にございますとおり、6月27日に中間整理を公表し、意見募集を実施した後、本年9月4日に意見募集結果及び今後の検討の進め方を公表したところがございます。

具体的には2の今後の検討における視点としてまとめております。デジタル化の進展に伴って個人情報の利用が著しく拡大している中であって、個人情報保護政策をめぐってはかねてより様々な議論がなされてきました。

その基本理念、法の目的については3ページの参考1にあるとおり、個人情報保護法の基本理念、目的規定の下、個人情報取扱事業者及び行政機関等において、その特性において遵守すべき義務を規定しています。これらはデジタル技術の飛躍的な発展等の最新の情勢の下でも妥当するものであり、国際的にも共通認識であるという認識を示しています。その上で、個人に関する情報について、個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためにはプライバシーやセキュリティ等への適切な対処に信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められることも考慮することがあると考えられます。

中間整理ではそういった観点からの検討も基礎に置きつつ、令和2年改正法の附則に基づき、個人データ利活用における現状と課題、デジタル化の進展とそれに伴い高まったリスク、国際的な制度構築の状況、新個人情報保護法の施行やこれまでの施行実績等を踏まえながら、できるだけ具体的な見直しの視点を提示したものでございます。

ここでいうリスクについては多様なものが想定されますけれども、本資料においては4ページ目の参考2にあるとおり、A～Dにあるものを例として挙げております。中間整理で示した具体的な検討事項に関しては、意見募集等において個人、事業者、事業者団体等の様々な立場の方々からその妥当性、優先順位等に関し、多くの御意見が寄せられました。特にデジタル化、AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出されました。

現行法における規律の基本的な考え方としては、5ページの参考3にあるとおり、個人データに着目した規律であること、個人情報取扱事業者による適正な取扱いのため、事業者自身のガバナンスによる義務の履行の下、本人の関与による担保という当事者間での自律的な規律を重視すること、また、事業者による適正な取扱いの確保を求めることが挙げられます。そして、これらのルールは全ての事業者に適用される最低限のルールであり、取り扱われる個人のデータの性質等に応じて上乗せされることが想定されるものといえます。

こういった制度の基本的な在り方に関わるテーマ、もとより中間整理で示した検討事項の基礎をなすものですが、今般いただいた御意見を踏まえ、改めて幅広いステークホルダーとの間で再確認することにより、短期的には中間整理で示した検討事項に係る具体的な制度設計の在り方や優先順位、引用性等について結論を得るための共通の手段を得ることを目指すこととしたいと考えています。

併せて、中期的には、施行後間もないことから今般は本格的見直し対象に位置付けてこなかった国・地方の行政機関に関する制度も含めた一体的な見直しにつなげるための議論の土台としていきたいと考えています。このような意味での短期的及び中期的な検討の基礎とするべく、有識者を含む幅広いステークホルダーの方からの意見を聴取し、整理することとし、この確認作業と並行し、また、確認作業の成果を踏まえつつ、中間整理で示した具体的な検討事項に関する整理についても集中的に進めていくこととしたいと考えています。

今後の進め方については、3の基本的事項の議論の開始と視座の確認に記載しております。まず、これらの観点を踏まえ、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般として、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていくこととします。そのため、事務局においてヒアリング等を開始するとともに、透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて具体的に検討に着手し、本年中に委員会に状況を報告することとします。この基本的事項の議論と並行し、また、その結果を踏まえつつ、中間整理を踏まえた検討についても進めることとします。

ここでいうヒアリング等において、視点として考えられるもの例は参考4として、1の個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性から、6の個人データそのものの特徴に起因する考慮要因に至るまでのものを考えております。

今御説明した内容、3年ごとの見直しの検討の構造、今後のスケジュール等についてパワーポイントの形でまとめたものが横長の資料となりますので、併せて御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上となります。

○清水座長 ありがとうございます。

そうしましたら、12時で御退室と伺っております経団連、資料5につきまして御意見をいただけますでしょうか。

○日本経済団体連合会 かねて申し上げておりますとおり、経団連が標榜しているSociety 5.0 for SDGsについては、宍戸座長代理や個情委の皆様におかれても御異論がないところかと思えます。先ほど宍戸座長代理からもおっしゃっていただいた個人の信頼、トラストを前提として、個人のデータ利活用を妨げないためにどうすべきか、という点は必要不可欠な要件であり、デジタル社会における個人の権利利益の保護並びに利活用に関する俯瞰的な議論を深めることが必須です。何度も申し上げますので、またかと思

われるかもしれませんが、この点は改めて強調させていただきたいと思います。

まず、我が国デジタル経済社会の在り方を見据えて、ホリスティックに全体的な議論を行った上で、現状や課題認識を踏まえ、議論を詰めていくことが必要です。

この点、今回事務局様より、資料5の参考4には触れられていなかったと思いますが、時間の関係で退出しなくてはなりませんので、この資料も踏まえて申し上げます。現行制度の基本的前提に係る再検討に当たっての視点の例ということでお示しいただいたこと自体は、多とさせていただきたいと思っております。一方、この視点を踏まえた議論を行う場の設定や具体的なタイムライン等、今後の進め方においてどのような位置付けになるのか、ということは読み取れません。事務局様には、この点をぜひ早急に明示させていただきたいと思います。

また、先ほど御説明いただきましたけれども、検討会の取りまとめ報告書がまとめられるのに加え、これから設置される「関係の深いステークホルダーとの透明性・継続性のある議論の場」を踏まえ、課徴金や団体訴訟制度についても導入如何を判断する、という認識でよろしいのか、併せて確認させていただきたいと思います。

以上がこの論点についての意見ですが、先ほどの議論で気になる点についても、サイバーセキュリティや中小企業、安全管理措置という観点から提起させていただきます。

皆様御案内のとおり、個人情報第23条の下、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされております。経団連でも、近年急速に拡大、高度化するサイバー攻撃への対応が喫緊の経営課題であると認識しており、2018年に「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定しました。さらに東京オリンピック・パラリンピック終了後、2022年10月にバージョンアップし、「経団連サイバーセキュリティ経営宣言2.0」を策定し、あまねく会員企業経営層に対する普及啓発に努めているところです。

我が国の経済安全保障という観点から、サプライチェーン全体を俯瞰したサイバーセキュリティの強化が重要であることは論を俟ちません。この点、大企業であれば十分なリソースを割いて必要な安全管理措置、サイバー対策を講じられるかもしれませんが、一方、蟻の一穴でサプライチェーンが崩壊するのを防ぐため、中小企業への目配りは重要な課題です。現状、中小企業への対応が必ずしも十分ではないという懸念を持っております。

経済産業省や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」等の措置は講じていただいているものの、サプライチェーンの川下の中小企業の皆様にとって、「これだけ対応すれば適切な安全管理措置を講じている」とみなされるだけの対応が取れるかどうか。中小企業が置かれている実情を勘案することなく、恣意的に判断される余地がないか懸念しております。この点は丁寧な議論が必要であると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

新たに設置される検討会についてのタイムライン等を明確にすべきという御意見は御意見としてお伺いしたとして、これと今議論している課徴金、団体訴訟との関係について、こちらを明確にしておいたほうがいいのかと思うのですが、事務局、お願いできますか。

○事務局 事務局でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

先ほど時間の関係で説明を割愛してしまって恐縮でございましたけれども、こちらのパワーポイントの資料を御覧いただければと思っております。こちらは10月16日に今御説明した検討の充実に向けた視点について公表させていただいております、ここの表のところにグレーの菱形が3つございますけれども、先ほど申し上げました参考4のところの視点なども参考にしながら、経済団体、また、消費者団体、有識者の方々からのヒアリングについて11月の後半から12月中旬にかけて行わせていただく予定でございまして、また、この事務局のヒアリングの状況についても12月に委員会のほうに報告をさせていただく方向で検討しているところでございます。

また、この検討会の内容につきましては、以前から申し上げておりますとおり年内にひとまず取りまとめて委員会に報告する予定ということでございます。双方について連携しながら、しっかりと相互に連携しながら検討していければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。

今、審議官から御説明いただきましたとおり、これは何か別々に独立した形ではなく、きちんと両方関係の深いステークホルダーとの透明性、継続性のある議論の場をきちんと開催して、その結果も踏まえながら、この検討会での報告書の取りまとめに反映されるものと認識をしておりますので、ぜひ緊密に連携をしていただきたいと思います。

以上です。

言いつ放しのように恐縮ですが、物理的にもう出なければいけないので、12時を回ったら失礼させていただきます。

○清水座長 今の御理解でよろしゅうございますか。

○事務局 少なくとも関係の深いステークホルダーと透明性、継続性のある議論の場の開催に向けた検討の一環として、事務局ヒアリングを行わせていただくわけでございます、その事務局ヒアリングの状況と、この検討会の議論というのはしっかりと連携していきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

先ほど途中で切ってしまいましたので、本日の議事全般、議事2、議事3につきまして御意見を頂戴できればと思っております。とりわけ御発言のなかった山本構成員、それから、主婦連の方、お願いできればと思うのですが、山本構成員、いかがでしょうか。

○山本構成員 特にないと言えないのですけれども、悪質性に関する御議論があったところで気になったと申しますか、悪質であるというのが何かということをして事前に決めてくれという主張ではなかったと思うのですけれども、仮に本当に典型的に全て悪

質であるかを事前に決めてくれという主張だとすれば、今、いろいろと政府の中でも議論されているアジャイルガバナンスですとか、そういったことは難しくなるかなと感じました。というのも、アジャイルガバナンスの発想ですと、ゴールは設定するのだけれども、そのゴールを達成する手段というのは、企業の側がルールメイキングをしていくという考え方が基本的には前提になっているのではないかという気がいたします。

ということは、企業としても悪質とは何かとか、あるいは適正、公正性とは何かということ例えばマルチステークホルダーのプロセスを用いて自ら考え抜いていくということも、今後は例えばAI法もリスクベースのアプローチを取っているわけですがけれども、企業としても求められていくのかなという感じがいたします。そういう意味では、何でも全部事前に決めてくれということではなくて、そういったことを考えていく企業というのがデジタル社会においてある種成熟した企業で、逆に何でもお上が決めてくれというスタンスですと、イノベーションも進まないのかなという感じもいたしました。

逆に申しますと、そういう形で誠実に何が問題なのか、悪質なもののなにかということマルチステークホルダーのプロセスなどを通じて考えられている企業というのが、逆に課徴金の対象からは外れていくという仕組みなども今後は考えられるのではないかなと思いました。私がおつき合いしている企業は、内部でマルチステークホルダーなり有識者検討会でそういったことを検討している企業が非常に多いと認識しておりますので、決してそれは不可能なことではないと感じました。

とはいえ、例えば不適正利用の辺りは何が不適正かということについては、今後明確化していく努力がガイドライン等で必要かなと思います。この辺りは議論をしっかり深めておく必要があると感じました。

雑ぱくですけれども、以上です。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、主婦連の方、いらっしゃいますでしょうか。

○主婦連合会 先ほど手を挙げようかと思ったのですが、お時間がないようでしたので挙げませんでした。せっかく御指名をいただいたので。

実は座長代理の宍戸構成員が最後におまとめいただいた中に、私が言いたかったことが含まれていたように思います。

経済団体の方から、違法性の観点など、まだ明確でない部分をもっと議論しないと先に進めないのではないかという趣旨の御発言が、今日も新経連さんから出たわけですが、それをお聞きしていて、少しここでの議論が堂々めぐりになっているということは多分、多くの方が感じられているような気がしています。

また御退席になった経団連の方も新経連さんと同様のことをおっしゃっていたと思います。もっと全体的な視点での議論を続け、それから個別課題を煮詰めていくプロセスが必要、というように御発言の一部でおっしゃったと思います。これも同じことで、結局堂々めぐりのように思います。

私は、ルールの中身を決めるための具体的な議論をするという次のステップに進むべきだと考えます。それが発言しようと思った中身でございます。

もう一つ今日言おうと思って言わなかったことは、前回の会で経団連の方に私が投げかけた質問で、海外には厳しい課徴金のルールがあって、そこでイノベーションを起こしながら事業者が活動しているのですけれども、日本への導入には反対するという理由を教えてくださいと投げかけたのですが、御回答を明確にいただけていないのです。

改めてお尋ねしたかったなというのはあったのですけれども、次にそういう機会があれば投げかけたいと思います。きちんとしたグローバル・スタンダードレベルの個人情報保護が担保された上で、事業活動がなされていくという環境づくりに向けて議論が具体的に進んでいくことを望みますというのを今日のコメントにさせていただきます。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

経団連が退席されてしまったのですが、今おっしゃった点をお伝えさせていただいて、次回なり適切ところで御回答いただくようにしようかと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

○主婦連合会 ストレートに日本の消費者に対して、私の質問に答えていただけたら大変助かります。

○清水座長 それから、主婦連の河村さん、資料5でただいま御説明ありました点について何かコメントはございますでしょうか。

○主婦連合会 後で質問しようかなと思ったのですけれども、おおむね理解しているのですけれども、経団連の方もおっしゃっていましたが、新たな検討会で、というのが私はその意味が明確に分かっておりません。イメージのところにある三つ目の関係府省庁、ステークホルダーとの継続的な議論というのが新たな検討会なのか、私は今のところよく分からないので、次の御説明の機会に聞こうかと思っておりました。おおむね進め方について、この検討会で取りまとめていくということに関しては賛成でございます。

○清水座長 分かりました。

それでは、新経連の小木曾様、どうぞ。

○新経済連盟 山本構成員が最後にルールメイキングの話をしたので、ルールメイキングを生業にしている者なので一言だけ、回答は不要です。

ロビイングしている中で二つ重要にしていることがあって、一つは山本構成員が今おっしゃったように自立と自律です。自分で立つのと自分で律する。国から与えられて護送船団行政でやっているところで日本の経済再生はないと思うので全くおっしゃるとおりだと思います。

もう一つ、僕が大事にしているのは行政法で習うところの法律による行政の原理、役人のときはそれに基づいてやっていたと言い切れるかどうか自信はありませんが、やらなくてはいけないと思っていたし、経済団体の立場になってからはそれが重要で、その観点か

ら意見を言うべきだと常に思っています。

その観点で、要するにいろいろな定義とか、そういうものについてはできる限り明確化をしなくてはいけないということで、一つ異論があるのはアジャイルガバナンスということだから、そういう定義とか、そういう要件とか、そういうものは不明確でいい、山本構成員はそういう意味で言っていないと思うのですが、そういう意味だとすると、それは別に僕は同意しないので、法律による行政の原理の話とアジャイルガバナンスで自立・自律を求める話は違う話だと思います。そのためにここでずっと私は議論をしているということ再度言います。悪質性で森構成員から感性の問題で分からないかなというので、揚げ足を取るわけではないのですけれども、感性で議論はしたくないと思っているので、よろしくをお願いします。

○清水座長 ほかに御意見をいただけますでしょうか。

若目田構成員、お願いできますでしょうか。

○若目田構成員 時間が超過している中、発言の機会をいただきましてありがとうございます。最後の資料5に関してということになります。

基本的な事項に関しましては大変重要な論点を再提示いただきまして、かねてよりいろいろな場の意見で基礎的な考え方、もしくは包括的な議論の必要性をお願いしていましたが、今回検討の充実に向けた視点が提示されたことに関しまして感謝申し上げます。

その上で、基礎的な事項がいずれも個別論点の検討の考え方に影響があるということも感じております。基礎的な事項の整理がなくして、果たして個別課題の整理とか、制度の見直しが可能なのかというところを懸念しております。

本日も宍戸座長代理から課徴金制度についていくつかの整理軸が提示された中で、例えば「個人情報保護法の法目的に着目すると、個人の権利利益の侵害の重大性に依りて課徴金を課す判断をする」という考え方もあり得るとの説明がありました。仮に個人の権利利益の侵害のリスクの大きさに依りて判断するとした場合に、基礎的な考え方の整理が判断材料となると思われます。この法律で守るべきものは何かについての共通な認識に基づいて議論しなければ、おそらくその判断はつかないのではないのでしょうか。もしくは、その考え方では判断がつかないので違う考え方で課徴金の判断基準を考えるという方向性になるかもしれませんが、それ以外にも生体データの取扱いやこどもの個人情報の規律等々の議論をする際にも重要ではないかなと思いました。

並行してお互いの検討の過程で擦り合わせをしながら進めるということでしたが、時間的制約もあり、進め方に関しては工夫も必要ですし、今日の検討も基本的事項について何らかの方向性の重要性は感じました。総じて、基本的事項の議論と個別論点の議論の関係性に関しては、まだすっきりしないところがある状況ではあります。いずれにしましても、資料5が提示されたことに関しましては大変ありがたいと思っております。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

お時間を過ぎておりますが、御意見をいただければ。

○森構成員 新経連の小木曾さんに先ほど感性と言われましたが、私の説明が多分悪かったと思うので、もう少し補足をさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、例えば漏えいであれば、大量に漏えいするか、そうでないか、少ないか、期間が長いのか、短いのか、自分で調べて分かるか、それとも、ほかの指摘で初めて分かるかという違いがあるわけです。なので、その違いを評価できるかどうかです。漏えいした情報についても、これは機微なものなのか、プライバシー性が高いのか、そうでないのかということの評価できるかどうかという話なので、感性みたいな話になってしまったのかもしれませんが、そういう事案に対して正しく評価ができれば、重大なのか、そうでないのかということが分かるのではないかとというのが私の趣旨でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

IT連、お願いします。

○日本IT団体連盟 時間を超過していますので主要なところだけ、資料5ですけれども、デジタル化、AIの急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは具体的な検討事項に関する議論に際して、まずは制度の基本的な在り方に立ち返って議論を行うべきであるとの意見も出されたと記載していただいたことはありがたいと思っています。

IT連盟としては、昨年12月のヒアリングでも申しあげていますように、グローバルな規範との調和をどのように図っていくのかというロードマップを示してもらいたいと考えております。目指すべき規範とか規律の全体像を検討していくことが最優先であって、目先の対応のために貴重なリソースを現段階で費やすべきではないと考えているからであります。

今後の検討の一つの端緒として、参考資料4のところに現行制度の基本的事項に係る再検討に当たっての視点の例が示されたことは望ましいと考えていますけれども、同時に、これは例示でしか過ぎないと思っていますので、網羅的に視点が把握できるように様々なステークホルダーからの意見聴取を続けていただきたいと思います。

よりよい制度をつくっていくためには必要な時間とコストを費やすことが不可欠だと思っていて、制度作成のために投資をきちんとしていただきたいと思います。失われた30年というのは経済界が投資を忘れた30年であったといえると思っていますけれども、産業における投資だけではなくて、実は政策とか法制度をつくっていくための投資が十分に行われなかった結果だと思っていて、きちんとした時間、あと、有識者を含めた人たちの意見を集約する時間をきちんとつくっていただきたいと思います。

加えていただきたい視点について言うと、最初の会議で自治体の保有する個人情報の保存先のクラウドについて、住民の方々の意見を反映する機会が保障されていないということをお話しさせていただいて、実はデータ主権という観点からは極めて重要であると考え

ているというお話をさせていただきました。データ主権、言うまでもなくデータの所有権と管理権がどこの国や団体に帰属するかということですが、このデータ主権のもとの源泉がどこから来るのかということをごちゃごちゃと考える必要があって、特に個人情報についてはデータ主権の核の一つだと思っています。

個人情報保護法は実はこの点にちゃんと触れておらず、制定当時はその議論をわざとカーブアウトとして議論をして、とりあえず保護法の成立までこぎつけました。なので、個人の権利保護と言いながら、この個人情報保護法の名宛人は行政機関が事業者に対して行うことだけで、個人の人たちの権利というのは、実は開示請求とか利用停止とか一部に限られていて、個人の権利との結びつきというのは、きちんと観念されていない状態になっています。グローバルな環境を考えた場合、この環境を維持するのがいいのかどうかというのは一旦今ここで見直して、データ主権との関係をきちんと見ておく必要があると思っています。

もう一つ重要な視点は、守られるべき個人の権利利益の外縁とまとめていただいていますけれども、今の個人情報の定義が果たしていいのかどうかというところを根本的には今の時点でもう一度議論しておく必要があると思っています。ここの出発点がグローバルで一番ずれているので、今の定義の仕方でもいいのだという結論を出すということももちろんあると思っていますけれども、一旦ちゃんと整理をしておく必要が現段階ではあると思っています。そこなくしてグローバルな規範とのアライメントを進めていくのは結構難しいと思っています。ここを最初に議論していただきたい。この外縁がずれてしまうと、法執行の対象もずれることになる、拡大されることになるので、まずその点の議論に十分なコストをかけていただきたいと考えております。

○清水座長 ありがとうございます。

資料5について、新経連、いかがでしょうか。

○新経済連盟 根本的なところを検討するという事は非常にいいことだと思っています。まず、こういった提案をしていただいたことに感謝をしたいと思います。

今後、またヒアリング等の機会をいただければと思っていますので、そのときにいろいろと具体的にお話したいと思うのですが、ポイントになるのはデータの流通、データガバナンスを全体としてどう考えるか、その中で、個人情報保護法はどのような位置付けなのかというところが重要になると考えていますので、そこをどのように意見形成していくか強く関心を持っています。

特に今、直接的に書かれていないところとしては、データの流通を考えたときに、どういう情報だったら、どういう範囲まで流通していいものなのかというところをしっかりと検討した上で、そこから例えば第三者提供の必要がない部分が出てきたりとかもあると思っていますので、そういったデータ流通、今の法律の枠組みの中で考えるだけではなくて、そもそもそういった情報だったら、どういうところに置いたら消費者としても事業者としても安心して流通させていいのだろうかというところを考えるのが重要なことと思っています。

ます。

以上です。

○清水座長 ほかに御発言の御希望は。

全相協の増田さん、どうぞ。

○全国消費生活相談員協会 新たなヒアリング、検討会の趣旨としては賛成しております。ただ、基本的なことを検討しなければ、今ある問題を検討することはできないとか、すべきではないということがもしお考えにあるのであれば、それは反対します。デジタル化、グローバル化の中で喫緊に必要なことだと思いますので、同時に進めていただかないわけにはいかない。消費者がデジタル化の中で情報をどうやって利用され、かつ自分のほうに還元されるのかということが、きちんと制度として回るようにしていただきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

山本構成員、最後にお問い合わせできますでしょうか。

○山本構成員 先ほど新経連の小木曾さんから御指摘というか、私の発言についてコメントをいただいたので、少し発言させていただきます。先ほど御発言があったように、私は法の支配を軽視するものでは全くありません。ですので、不確定要素をそのまま放置してよいということを発言したわけでは全くございません。最後に申し上げたとおり、不確定要素というのはなるべく収縮していくような議論をしていく必要があるのだらうと思えます。

ただ、結局、法は法である以上、100%事前に明確なものになるとは限らないということにもなるわけですし、100%明確ではないから、そういった制度はスタートできないという議論は、それは法の基本的な理解としてはおかしい。もちろんこういうことを御指摘されているわけではないと思えますけれども、そのように感じました。

100%事前に明確ではないものについて、今後は企業もある意味でそれが何であるかということについてマルチステークホルダーでしっかり考えていくということが、今の時代には求められてきているということを御発言させていただいたということでもあります。

類型化されている悪質な行為の中のものを見ると、事前にマルチステークホルダープロセスで、例えば有識者であるとか、消費者団体であるとかと対話を重ねていけばおよそ行われなかったような行為が想定されていると思えます。例えば、一生懸命頑張っている就活生にとってネガティブな評価につながり得る側面についてスコアリングをする、あるいはデータのやり取りをするということについて、人格的な利益に反するところがあるということは、おそらく対話を重ねていけば分かっていたところだらうと思えます。ですので、今後そういった対話が内部的には必要になってくるのではないかと。それをしっかりやっていかどうかということが課徴金等の制裁を科すか、あるいは減額等の一つの判断基準になっていくのではないかとということを申し上げました。恐らく誤解はないと思えますけれども、改めて御発言させていただきました。

以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、ここで終了とさせていただくことにしまして、最後に今後の予定等について事務局より御説明をお願いします。

○事務局 本日の議事録につきましては、事務局において案を作成の上、構成員及び関係団体の皆様に御確認をいただきまして、確認が取れ次第、当委員会のホームページに公開予定としたいと思います。

次回日程につきましては、検討・調整の上、別途事務局から御連絡を申し上げます。

以上でございます。

○清水座長 以上で本日の会合を終了いたします。どうもありがとうございました。